

- 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第57号)」を踏まえ、土木工事安全施工技術指針を改定。
- そのほか、各種関連法令の改定・通達等に伴う改定。

## 土木工事安全施工技術指針

- 国土交通省で行う一般的な工事の安全施工の技術指針
- 「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬類取締法」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、国土交通省所管工事に適用できるように作成
- 工事の設計、施工、監督にあたっての安全施工に向けた参考活用を目的

## 主な改定内容(抜粋) ※朱書太字が修正箇所

### ①「労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第57号)」を踏まえた改定

#### 第2章 安全措置一般

#### 第1節 作業環境への配慮

#### 4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置

- (2) 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの**状況、熱中症の発生や疑いの有無の確認等**を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。**また、電話報告などの報告体制を整備し、関係者に周知すること。**
- (3) 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。**健康診断の異常所見や医師等の意見を勘案した適切な措置の義務付けに留意し、徹底を図ること。また、緊急連絡網の作成、救急措置などの内容およびその実施手順をあらかじめ定め、関係者に周知すること。**